

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

一括払いした役員報酬に対する裁決

Q: 法人が一括払いした役員報酬は報酬か賞与かで争われていた事例について裁決が下ったと聞きました。当社でも検討材料にしたので結果を教えてください。

A: 役員に対して支払った給与は、定期的給与なら報酬として相当額まで損金算入でき、臨時的給与なら賞与として全額損金不算入となります。そこで法人にとっては役員報酬か役員賞与なのかは大きな問題となります。

この度、国税不服審判所が下した次のような裁決をご紹介します。

A社は同族会社です。取締役甲氏、乙氏に対する役員報酬の一部を未払金として経理しその未払金を他の一般社員の賞与支給時にまとめて支給していました。未払金は一括損金経理した時から過去に遡って各月未払金として記帳し、未払金に対する源泉所得税は実際の支給時に一括して徴収していました。年末調整の際には未払金も含めて計算しているため、役員報酬として損金性があるとA社は主張していました。

これに対して国税不服審判所は、①甲氏と乙氏は、A社の株式の7割を所有している事②実際に支給された金額が「基本給」の欄に記入されているのに対して未払金部分は「仮払金」の欄に記入されている事③A社の振替伝票では、未払金が事業年度末に一括計上されている事などから、未払金は定期的給与である役員報酬とは認められず、臨時的な給与である役員賞与にあたるとして損金算入を認めない裁決を下しました。

